

県南広域振興局長告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年3月24日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 花巻北上線
 - （2）供用開始の区間 北上市黒岩16地割110番地先から18地割11番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年3月24日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成27年3月24日から同年4月24日まで
- 2（1）路線名 花巻和賀線
 - （2）供用開始の区間 北上市和賀町堅川目1地割241番1地先から2地割3番20地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年3月24日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成27年3月24日から同年4月24日まで